第１６回景観審議会協議審査専門部会
（会議要旨）

【日時】平成２９年８月２３日（月）　午後７時から午後９時
【会場】生涯学習センター　クリエイトホール　１０階　第３学習室
【出席者（敬称略）】
（協議審査専門部会委員）　倉田直道・田口敦子・萩尾孝之
（事務局［まちなみ景観課］）　伊藤・鈴木・金子（記録）
千葉（石塚計画デザイン事務所）

委）協議審査専門部会委員　事）事務局

◆開会

○協議審査専門部会の成立について
・過半数以上の委員の出席により会議は成立
○会議の公開について
・公開とする。傍聴人はなし。

◆議事

（１）（仮称）高尾駅北口地区屋外広告物地域ルールの策定について
（２）（仮称）高尾駅北口地区屋外広告物地域ルールの策定に係る八王子市景観計画の変更及び八王子市屋外広告物条例施行規則の改正について

〇市より説明

〇委員意見・質疑
委）基本的には良いと思うが、わかりにくい部分を修正した方が良い。
・イメージ図の集合看板を修正。本ルールで壁面や突出広告を制限している３階以上に入っているテナントの広告表示を担うのが集合看板である。
・色彩基準の解説図に、看板の地色に対する基準であることと、建築物の１階が除外されることを明記した方が良い。
・ガイドラインに、「複数の広告主が関わる～」という表現があるが、一般的には自家用広告に対する内容と思われるので、自家用広告と第三者広告を明記する方が良い。

事）特に自立看板においては、野立ての貸看板についても対象としており、自家用広告と同様の基準で規制したい考えである。

委）貸看板はビジネスでもあることから、完全に禁止するのは難しい現状もあるが、景観形成に向け、野立てのものは極力減らしていく方向に向かうべきである。自家用広告と第三者広告に差があっても良い。

委）自立看板がB地区において10㎡／面まで、壁面広告が7㎡／面まで表示できるというのは大きすぎると感じる。特に高さ 6m以下の歩行者のアイレベルの位置にこの面積は過大。また、壁面広告の上限が7㎡であるのに、野立て貸看板をそれ以上の10㎡まで認めることには矛盾を感じる。特に野立ての貸看板は景観に対して極めて悪い影響を与えており、景観向上を念頭に置いた屋外広告物の問題を整理しておくべきである。

事）現在ある野立ての貸看板の実態や、車からの視認性に配慮して、高さを抑えること及び過大な面積の広告物を排除することを定める、最低限の基準とした。

委）本ルールが歩行者のアイレベルを意識したものであることから、車への配慮は不要であると考える。八王子の沿道型の屋外広告物は、他の地方都市と同様に問題がある。野立て貸看板は、例えば建物から離して下地を組めば、壁面状に上限なく複数の広告を設置することが可能であり、壁面広告の規制を逃れるために悪用される可能性もある。

委）特に重点地区においては、野立て貸看板に少し踏み込んだ姿勢を見せても良いと思う。当面は設置を認める中で規模を制限していく方法もあるが、景観形成においては野立ての貸看板はない方が良い存在であり、市の姿勢を示唆するような内容になると良い。

委）壁面の場合は、建物の壁面面積に対する総量規制があるが、野立て看板にはそれがない。さらに、野立て貸看板の中には工作物確認や許可申請等の必要な手続きすら行っていないものも多く、制度上や安全上の問題も抱えている。そこで、高さ4m以上の広告板等を設置する際には、建築基準法上の工作物確認も必要になる等、他の手続きについても明記されていると良い。

事）既得権の問題はあるが、景観計画との連携で制限していくものであることを鑑み、市の姿勢をガイドラインに示すなど、検討させていただきたい。また、既存の野立て貸看板を設置している相手方と話をして、高さを抑えることや、広告面の彩度を抑えることなどから、市の意向に沿った広告物に改修していただけるよう働きかけたいと考えている。

（３）その他

景観行政と連携した屋外広告物行政の推進に向けて

〇市より説明

事）新たな地域ルールにより既存の広告物で不適格になるものに対する補助制度を検討中である。

〇委員意見・質疑

委）景観形成の推進に補助は有効だと思う。

午後９時００分終了